

「ひとり親家庭実態調査の結果（概要）」

1 実態調査

（1）目的

ひとり親家庭の生活状況や就業状況等を調査し、令和7年度からスタートする「福島県こどもまんなかプラン^(※)」の基礎資料とする。

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画を一体とする計画。

なお、前回のひとり親家庭の実態調査は令和元年度に実施している。

（2）対象者

県内の児童扶養手当受給資格者 13,747 人（令和6年2月末現在）を基に、市町村毎の受給資格者数に応じて按分し無作為に抽出した 3,000 人。

（3）手法

文書で対象者に通知し、オンラインにより回答を得た。

（4）回答状況

有効回答数：756 件（有効回答率 25.2%）

2 結果概要（主要結果抜粋）

（1）就労状況について

ア 現在の就労形態

「正社員等」が 48.5%、「パート・アルバイト」が 29.6%、「嘱託・準社員」が 6.2% となり、自営業等とあわせて就業率は 92.8%（前回 89.2%）となり、前回より 3.6 ポイント増加した。

イ 正社員ではない就業形態で就労している理由（新規質問項目。複数回答。）

「自分の都合の良い時間に働きたい」が 20.9%、「子どもの学校等への送迎が必要」が 20.2%、「家事・育児を優先したいため」が 13.0%となり、子どもや家庭を優先した雇用形態を選択している。

（2）就労収入について

ア ひとり親自身の就労収入

平均収入額は約 197 万円（前回 196 万円）と前回比で概ね横ばいであるが、一般的に低所得と言われる 300 万円未満の割合は 84.8%（前回 78.2%）と 6.6 ポイント増加した。

(3) 養育費について

ア 養育費の有無

「定期的に受け取っている」が 28.6%、「時々受け取っている」が 3.7%で、受け取っている割合は 32.3% (前回 22.2%) となり、前回より 10.1 ポイント増加した。

イ 養育費の取り決めの有無

「文書などを交わして取り決めをしている」が 39.0% (前回 29.4%) となり、前回より 9.6 ポイント増加した。その他の回答は、「文書は交わしていないが取り決めをしている」が 9.6% (前回 11.3%)、「取り決めをしていないが、養育費は受け取っている」が 2.2% (新規選択肢)、「取り決めをしていない」が 37.6% (前回 46.6%) であった。

また、「文書などを交わして取り決めをしている」方の取り決めの種別をみると、「公正証書」が 43.6%、「調停」が 40.7%、「裁判」が 6.2%となった。

ウ 養育費取り決めに係る相談の有無 (複数回答)

「相談したことはない」が最も多く 34.7% (前回 40.0%) であったが、前回より 5.3 ポイント減少した。

また、相談先については親族が 19.4% (前回 23.7%) と前回より減少する一方で、「家庭裁判所」が 14.4% (前回 9.4%)、「弁護士」が 13.4% (前回 6.0%)、「県・市町村窓口」が 4.0% (前回 1.6%) となり、関係機関への相談は計 31.8% (前回 17.0%) と前回より増加している。

(4) 県に対する意見・要望について

「経済的支援」が 61.1% (前回 47.4%)、「就業支援」が 12.0% (前回 5.3%) であった。最も割合の高かった経済的支援については、「児童扶養手当の拡充」、「給付金等の物価上昇への支援」、「養育費の受け取りに関する支援」等の意見が多かった。

3 調査結果を踏まえた分析 (主に養育費関連)

- (1) 就労形態 (正社員、パート・アルバイト、就労していない等) については、児童の年齢や養育費の受け取り状況による差異は特に見受けられない。
- (2) 養育費を受け取っている方の 96.5%が取り決めを行っている。また、受け取っている方の 68.2%が相談を行っており、受け取っていない方の 47.3%が相談を行っていない。
- (3) 養育費を受け取っていない方の 45.1%は相談を行っているものの、取り決めに結びつく割合は 28.6%と低い状況にあり、相談から取り決めに至るまでの支援が重要だと考えられる。

4 今後の施策展開

調査結果及び分析を踏まえた今後の施策について、ひとり親家庭の就業率は前回よりも増加しているが、就労収入は概ね横ばいであることから、引き続き、就労支援に取り組んでいく。

また、世帯の収入増に向けては、養育費を受け取る条件にありながらも、受け取っていない方が依然として多く存在することから、養育費確保のため、特に以下の支援に丁寧に取り組んでいく。

(1) 普及・啓発

養育費の確保は、こどもの健やかな成長やひとり親家庭の生活の安定のためにも重要な取組であることから、養育費の負担は親としてこどもが自立するまで支えなければならないことや、養育費の取り決めを行うこと等について、市町村等の関係機関と連携を図りながら、積極的に周知していく。

(2) 母子・父子自立支援員等による支援

養育費の確保に向けては、受け取っている方が相談に来ていることから、相談窓口の周知を図る。

また、各保健福祉事務所等に配置している母子・父子自立支援員の専門性を高めるための研修を実施し、資質の向上を図る。

(3) 専門的な支援

養育費の取り決めをしたにもかかわらず受け取っていない場合等、法的な措置によらなければ対応が困難な事例については、国の養育費相談支援センターや法テラス等の専門的な相談窓口につなぐなど、養育費確保に結びつくよう支援を行っていく。